

八王子市告示 第 330 号

八王子市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年 2 月 1 日付八王子市告示第 2 1 号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者等が法人等である場合は、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地）がある者に係るものは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、同年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 10 月 21 日

八王子市長 初宿 和夫

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

(問合せ先)
財政部税制課